

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員処遇改善支援補助金に関する
Q&A（Vol.3）（令和4年3月23日）」

の送付について

計5枚（本紙を除く）

Vol.1048

令和4年3月23日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3949、3989)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和4年3月23日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 3）（令和4年3月23日）」
の送付について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 3）（令和4年3月23日）」を送付いたしますので、貴県におかれましては、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

問 4 処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書において、介護サービスと介護予防サービスのいずれも提供している事業者が、処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書に「サービス名」を記入する際、介護サービスと介護予防サービスを区別して記載することが必要か。

(答)

補助金の交付事務において、都道府県及び国保連合会が交付対象となる事業所やサービスを適切に特定した上で補助金額の算出等を行うため、介護サービスと介護予防サービスを区別して様式に記載することが必要となる。

例えば、短期入所生活介護サービス事業所と介護予防短期入所生活介護サービス事業所が同一の事業所番号で紐付いている場合、両事業所がともに介護職員処遇改善支援補助金を取得するためには、補助金別紙様式 2-2 「サービス名」の欄に、両事業所を区別し、2行に分けて記載すること。

その際、(f-1)、(f-2)、(g-1) 及び (g-2) の列について、両事業所の賃金改善の見込額を区別して記入することが難しい場合は、介護サービスに一括計上(介護予防サービスはゼロ又は空欄)とすることも可能であること。

< 参考 : 記入例 (補助金別紙様式 2-2) >

補助金取得予定	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名
			都道府県	市区町村		
1	○●×●×●×●×●×●×●×	A県	A県	C市	介護保険事業所名称01	特定施設入居者生活介護
2	○●×●×●×●×●×●×●×	A県	A県	C市	介護保険事業所名称01	介護予防特定施設入居者生活介護
3	○×●×●×●×●×●×●×●	B県	B県	D市	介護保険事業所名称02	短期入所生活介護
4	○×●×●×●×●×●×●×●	B県	B県	D市	介護保険事業所名称02	介護予防短期入所生活介護

	算定する介護職員処遇改善加算の区分 (I~IIIを算定しない事業所は補助金を取得できません)	一月あたり介護報酬総単位数[単位] (a) (処遇改善加算及び特定加算の額を含まず)	1単位あたりの単価 [円] (b)	交付率 (c)	交付対象月 (d)	介護職員処遇改善支援補助金				
						合計を(e)に表示 (列ごとの合計が「2賃金改善計画について」⑤に転記)				
						①介護職員処遇改善支援補助金の見込額 [円] (a'×b×c×d)	(f-1) ③ i) 介護職員の賃金改善見込額 [円]	(f-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額 [円]	(g-1) ③ ii) その他職種の賃金改善見込額 [円]	(g-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額 [円]
加算 I	1,000,000	10.68	1.4%	令和 4 年 2 月~令和 4 年 9 月 (8 ヶ月)	1,196,160	600,000	450,000	600,000	400,000	
加算 I	0	10.68	1.4%	令和 4 年 2 月~令和 4 年 9 月 (8 ヶ月)	0	0	0	0	0	
加算 I	300,000	10.68	1.4%	令和 4 年 2 月~令和 4 年 9 月 (8 ヶ月)	358,848	180,000	135,000	180,000	135,000	
加算 I	0	10.68	1.4%	令和 4 年 2 月~令和 4 年 9 月 (8 ヶ月)	0	0	0	0	0	